平成２５年（フ）第１１０号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地469
債務者　山元　耕造
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
静岡県菊川市堀之内1114番地の５
債務者　原田　和明
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第２２４３号
横浜市磯子区岡村４丁目16番６号
債務者　岩崎桂二郎
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４４号
横浜市磯子区岡村４丁目16番６号
債務者　岩崎　千江
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４５号
横浜市港南区野庭町133番地　ユーワイハイツ上永谷103
債務者　岩崎昭一郎
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４６号
横浜市都筑区南山田町4064番地の３
債務者　岩崎　吉治
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
長野県茅野市湖東5261番地
債務者　牛山　憲彦
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１４５号
岐阜市吹上町４丁目５番地
破産者　有限会社スタイリッシュ・ビー
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４６号
岐阜市吹上町４丁目５番地
破産者　乙部　**隆**司
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６８号
岐阜県郡上市美並町上田815番地１
破産者　上野ガラス販売ことお茶の梅野家こと上野　郷司
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０１号
岐阜市市橋５丁目14番22号　スイートム村木Ｂ号棟２号室
破産者　伊藤　美香
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２２号
岐阜市北一色４丁目６番26号　ラ・フォンテーヌ101号室
破産者　河原　章郎
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２７号
岐阜県羽島市福寿町本郷1576番地６
破産者　横田　鉄明
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
岐阜県多治見市太平町６丁目77番地
破産者　株式会社ビークルー・フードサービス
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１４４号
岐阜県土岐市泉町久尻1160番地の20
破産者　松岡　賢治
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３７号
岐阜県高山市江名子町3850番地２
破産者　合資会社山耕商事
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
岡山市東区九蟠581番地の６
破産者　有限会社片山重機工業
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１６号
埼玉県川越市大塚新町63番地４　リヴェール602、開始決定時の住所埼玉県川越市中台２丁目５番地11　ホーユウパレス川越403号室
破産者　中山　富義
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９号
青森県弘前市大字城東北２丁目８番地11　コーポ後藤７号、開始決定時の住所青森県弘前市大字城西２丁目３番地６
破産者　熊谷　良子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部